



発行所 ☎730-0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 9月号

平成27年度

# 全国労働衛生週間

本週間 / 平成27年10月1日～10月7日 準備期間 / 平成27年9月1日～9月30日

「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」

今年の全国労働衛生週間スローガンは、「職場発！心とからだの健康チェック はじまる 広がる 健康職場」と、従来のスローガンと比べ、「職場」と「健康」が2度ずつ使われています。その背景を考えてみましょう。厚生労働者が6月に発表した平成26年度「過労死等の労災補償状況」によると、精神障害の労災請求件数が1456件、うち「業務上」として支給決定された件数が497件（内未遂を含む自殺99件）と過去最多になっています。自殺に関する統計でも、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2200人いることなどから、職場内で発生した精神障害はもっと多いものと考えられます。

建設業における精神障害の労災請求件数は25年87件、26年74件、支給決定件数が25年34件、26年37件と増加傾向にあります。仕事量が増加する一方で、技術者、技能者不足が解消せず、一人一人に業務負荷がかかっているのではないか、工事のクレーム、工期の切迫等社内で、また請負業者間、発注者等との交渉に苦労がないか、過重労働や人間関係の悩み等懸念が生じています。一方、過重労働による脳、心臓疾患の労災補償状況では、建設業（総合工事業）



は支給決定業種では、道路貨物運送業、宿泊・飲食業に次いで、第3位となっており、長時間労働等による脳・心臓疾患の影響がないか、懸念される状況にあります。

このような状況から、昨年6月に改正された労働安全衛生法で、労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対応する「ストレスチェック」制度が本年12月より実施されます。労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師、保健師等によるストレスチェック検査が義務付けされますが、従業員数50人未満は、当分の間努力義務となっています。心身の健康管理上、労働衛生面における大きな制度改革になる一年であることから、今年のスローガンに「健康チェック」「職場の健康」が強調されたものです。

暑い夏の熱中症対策を始め、建災防の「平成27年度全国労働衛生週間実施要領」をご参考にいただき、従来から実施されています「健康管理」、有害物のリスク調査等「作業環境管理」、腰痛対策等「作業管理」その他の職業性疾病対策実施事項と併せ、ストレスチェック制度を是非取り入れて、早めの対策を講じるよう、ご検討ください。

## 目次

平成27年度全国労働衛生週間 .....	1
国、県と労働局、県支部と三者による建設工事関係者連絡会議が開催されました!! .....	2
建設業フィンガー・チェック運動ポスターを作成！ .....	3
「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が策定されました。 .....	4

## 次

ロープ高所作業の措置を追加した安全衛生規則が改正されます。 .....	5
災害事例 .....	6
労働災害発生状況 .....	7
講習・行事コーナー .....	8
(平成27年9月～平成27年11月分)	

## 国、県と労働局、県支部の三者による建設工事関係者連絡会議が開催されました!!

去る、7月7日(火)に国土交通省中国地方整備局、広島労働局、建災防広島県支部、7月14日(火)に、広島県、広島労働局、建災防広島県支部の「公共発注機関・労働行政機関・建設業労働災害防止団体」の三者が同時に参加して、工事の安全衛生に関し緊密に連携して労災防止対策を進めていくことを目的として、会議が開催されました。

### 会議開催の背景について

公共機関発注工事の安全対策については、従来から労働局と、国、県の発注機関、各監督署と管内の市町等の発注機関との間で連絡会議が行われていましたが、今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化等に伴い全国的に人手不足が深刻になり、地方の人材確保、現場管理に支障が出る懸念があることから、既存の発注機関との連絡会議に建災防等の建設団体等を加え拡大した連絡会議を設置して、安全衛生に配慮した発注の促進、三者が参加するパトロールの開催、安全衛生教育等の促進を協議し、実行できるよう情報交換や、連携を図っていくことを目的とした会議を開催するもので、厚生労働省から国交省、建災防本部等の機関に開催の協力要請が昨年4月にありましたが、広島労働局が本年初めて開催されたものです。事務局は労働局(地域は所轄監督署)が担当されています。

### 参加機関とメンバーについて

広島労働局は労働基準部長、監督課長、健康安全課長、安全専門官が、国との連絡会議は、中国地方整備局の営繕部のほか県内の河川国道事務所、広島国道事務所、太田川河川事務所、広島港湾・空港事務所の幹部、県との連絡会議は、土木建築局建設産業課、技術企画課、農林水産局整備管理課、技術管理グループ、企業局水道課の責任者が出席。これに対し、建災防広島県支部は、国の会議が檜山支部長、県との会議に依副支部長、2つの会議に県支部常任委員のメンバーが4人ずつと事務局長が参加しました。

### 会議の内容について

第1回目ということで、労働局から会議の趣旨説明があり、発注者の各機関から業務概要、工事発注状況、発注工事に関する協議会、パトロール実施状況、安全研修会、職員教育など安全対策の実施状況の説明があり、建災防から建災防活動の歴史、概要と安全衛生教育、各分会を含めたパトロール実施状況の概要等活動状況を報告しました。

会議の議題をどうするか、開催回数等、会議の開催要項について、意見を出し合いましたが、開催回数や議題の提案の出しかた、情報交換、情報共有、課題協議等、進め方をめぐり様々な意見があり、すんなりと結論を得ることが困難でした。

今後は各機関、団体の連絡窓口を設けて、会議開催の準備・打合せをした上で、議題の必要性、優先順位を決め、実りある会議にしていく方向で進めていくことになりました。

初めての会議のため、短期間では軌道に乗りにくい面も感じられましたが、今後の地方の人材不足問題と公共工事発注条件等による労働災害の発生を防ぎ、安全安心な職場環境の向上のため、三者で連携をしていくことが重要である考え方には異論はありませんでした。

連絡会議の今後の発展、展開を期待したいと思います。

# 建設業フィンガー・チェック運動ポスターを作成！

建災防広島県支部では、ポスターを作成し、各分会に送付しました。

「建設業フィンガー・チェック（指差確認）運動」は、広島労働局が、県下で運動の取組を展開するため、平成27年6月19日付で建災防広島県支部長宛てに、協力要請が行われております。

県支部としましては、支部報「建災防広島」7月10日号をはじめ、当支部ホームページに広島労働局長要請文、「フィンガー・チェック10（対象・項目例）」、宣言文例（店社、現場）、本件のポスター、現地書き込み用ポスター等のダウンロード用データを掲載し、広く周知を図り、支部開催の安全指導者研修会において広島中央労働基準監督署長を講師に、県内各地の安全指導者の皆さんに事前に説明し、周知を図ったところです。

その後、「建設業フィンガー・チェック運動」に係る安全宣言を検討される事業場よりポスターの要望があり、支部としてもこの運動を積極的に支援する必要があることから、ポスターを印刷し、各分会に送付することにしました。ポスターのご利用について、是非分会に問合せください。

また、広島労働局も、ホームページに「建設業フィンガー・チェック運動」について、8月21日労働局のホームページに掲載して、広く運動の展開を呼びかけております。

その中で、右の事例のように、熱心に運動に取り組んでいる店社や現場の事例を紹介し、分かりやすい導入の方法など掲載し、県内の全域で少しずつ取組の輪が広がっていき、県内の建設業の大きな運動として、取組が継続していき、やがては広島県の建設業にはなくてはならないイベントになり、災害の大幅減少に繋がることを期待しています。



**建設業フィンガー・チェック運動見える化事例**  
～各現場で、それぞれに工夫して積極的にお取り組みいただいています～

- 例 1** 現場にポスターを掲示
- 例 2** 足場に大型看板を掲示（横3.6m・縦5.4m）
- 例 3** オリジナルポスターを作成
- 例 4** 具体的なフィンガー・チェック内容を表示
- 例 5** 標語を記載したりポンを作成
- 例 6** 足場にフィンガー・チェック運動スローガンの横断幕を設置
- 例 7** フィンガー・チェック・カードを作成
- 例 8** 具体的なフィンガー・チェック箇所を表示（重機の窓ガラスに貼付）

## 行政関係 情報トピックス

**「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が策定されました。**

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（行政指針）が策定され、平成27年6月29日付で各都道府県労働局に通達されました。また、同日付で厚生労働省安全課長名にて建災防本部あてに、会員に対する同ガイドラインの普及・定着を要請されました。

**ガイドラインの目的**

このガイドラインは、斜面の切取り工事中の斜面崩壊災害による労働災害防止対策の強化を目的とし、斜面の切取り工事における労働安全衛生規則第355条の地山の調査、及び第358条の地山の点検をより適切に行うために、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報共有する方法、留意事項を取りまとめたものです。

**ガイドラインの内容**

このガイドラインの特長は工事の進捗段階に応じて、3つの点検表を作成して施工管理しているもので、使用する点検表は

「設計時、施工計画時、丁張時、掘削作業開始時、掘削作業終了時」に使用する

『**設計・施工段階別点検表**』（ガイドライン別紙1に示す様式の点検表）

「毎日の作業開始時、作業終了時のほか、震度4以上の地震の後」などに使用する

『**日常点検表**』（ガイドライン別紙2に示す様式の点検表）

「日常点検で変状を確認した場合」に使用する

『**変状時点検表**』（ガイドライン別紙3に示す様式の点検表）

が示されています。また、日常点検で変状を確認した場合、『**変状時点検表**』を作成するとともに、施工者が発注者と情報共有を図るため、発注者に提出する

『**異常時対応シート**』（ガイドライン別紙4に示す様式のシート）

も作成します。この『**異常時対応シート**』を作成し、発注者に報告した場合には、発注者や設計者が参加する「**安全性検討関係者会議**」を開催することになっています。

**斜面点検者に対する安全教育実施要領**

また、これに関して、斜面の点検者に対する安全教育実施要領も同時に出されており、斜面掘削工事の設計者、元方となる総合工事業者の現場担当者又は現場所長、関係請負人等となる専門工事業者の職長、作業主任者又は地山の監視担当者等、斜面点検を行う調査者などを対象にした新しい教育を4時間のカリキュラム編成で実施することになっています。

**建災防の今後の予定について**

建災防は、当ガイドラインの内容に基づき「斜面の点検者に対する安全教育」のテキストを秋までに作成し、教育を担当する全国支部の地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講習の講師等を対象とした講師養成講座を開設し、年度内に建災防本部又は支部が主催する「斜面の点検者に対する安全教育」を開催する予定にしています。

ガイドライン別紙に示す様式等詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。

## 行政関係 情報トピックス

**ロープ高所作業の措置を追加した安全衛生規則が改正されます。**

ビルの外装清掃、法面保護工事など足場・作業床を設けることが困難な場所での作業を行うに際し、ロープで労働者の身体を保持して行う作業（「ロープ高所作業」という。以下同じ）については、ロープが外れる、切れる、安全帯を接続せず作業したため等墜落し死亡する災害が少なからず発生している状況にあることから、専門家による検討委員会（プランコ作業における安全対策検討会）などの提言を踏まえ、労働安全衛生規則に新たにロープ高所作業における危険の防止規定を設け、安全対策の強化を図ることとされました。

**具体的な対策の内容**

具体的には、ライフラインの設置、十分な強度等を有するロープ等の使用、堅固な支持物への緊結、ロープの切断防止措置、安全帯の使用等の基本的措置に加え、作業計画の策定、作業指揮者の選任、作業開始前点検の実施、加えてロープ高所作業に従事する労働者に対し特別教育を実施することが追加され、安全衛生特別教育規程の一部改正も行われました。

なお、ロープ高所作業のうち、ビルの外装清掃、法面の石張り、芝張り、モルタル吹付等保護工事以外の作業に係る、ライフラインの設置については、当面の間適用されないこととなっています。

**改正の要点**

## 1 ロープ高所作業の定義（安衛則第539条の2）

「高さ2メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により、身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。）」

## 2 ライフラインの設置（安衛則第539条の2）

ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（「メインロープ」という。）以外のロープであって、安全帯を取付けるための者（「ライフライン」という）を設けなければならない。

## 3 メインロープの強度（安衛則第539条の3）十分な強度、損傷、摩耗等がないこと。

## 4 調査及び記録（安衛則第539条の4）作業箇所、下の状況などの調査及び記録。

## 5 作業計画（安衛則第539条の5）調査結果を基に作業計画を作成し周知すること。

## 6 作業指揮者（安衛則第539条の6）作業指揮者を定め安全帯、保護帽の使用状況を監視すること。

## 7 安全帯の使用（安衛則第539条の7）ライフラインに取付けた安全帯を使用させること。

## 8 保護帽の着用（安衛則第539条の8）飛来落下用保護帽を着用させること。

## 9 作業開始前点検（安衛則第539条の9）作業開始前にロープ・安全帯・保護帽の点検。

## 10 特別教育の実施（安衛則第36条及び39条）作業に従事する労働者に特別教育の実施。

学科4時間、実技3時間 計7時間（法面保護協会が実施予定）

## 11 施行時期 平成28年1月1日から。ただし特別教育は28年7月1日から。

詳しくは、当支部ホームページをご覧ください。

# 災害事例

## 床掘りした箇所にコンクリートを打設する作業中に法面が崩壊した

### 【災害の概要】

工事の種類：道路建設工事

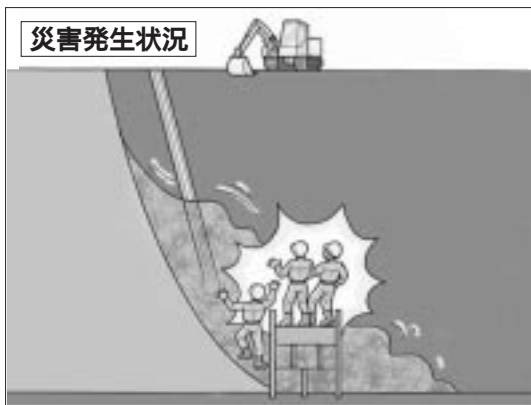
事業場規模：5～15人

起 因 物：地山、岩石

災害の種類：土砂崩壊

事故の型：崩壊、倒壊

被災者数：休業：3名



### 【災害発生状況】

この災害は、道路災害復旧工事現場において、道路面から約8m下の床掘りした箇所にコンクリートを打設する作業中に法面が崩壊し、コンクリートの打設作業に従事していた作業員3名が被災したものである。

現場は既存水路のずい道上の道路が豪雨により崩壊したため、ブロック積の擁壁を設置し、重力式擁壁、一般基礎、アーチ補強などで補強した後に舗装をする道路復旧工事現場であった。

法面は災害発生日より約2カ月前の掘削により、道路東側に水道管があることが分かり、本来5分（約63度）で掘削するところが、法面の角度が3分（約73度）～2分（約78度）の急勾配になっていた。現場責任者はこの水道管について問い合わせをしたが、対処されないまま工事が進められた。

災害発生当日、道路西側の基礎部分にコン

クリート打設のため、生コンをドラグ・ショベルのバケットで投入していた。被災した作業員A、B、Cの3名は、道路から約8m下の床掘りした箇所に基礎コンクリートを打設する作業に従事し、1台目の生コン車が工事現場を出て行こうとしたときに、打設していた基礎部分の東側法面上部が崩壊し、3名が被災した。

### 【災害発生原因】

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 崩壊した地山は、過去に盛土した粘土混じりの土で、前日の降雨で、もろくなり崩壊しやすい状態であったこと。
- 2 地山の掘削作業を行うに当たって、当日の作業開始前に浮石、及び亀裂の有無の状態、含水、湧水並びに凍結の状態を点検していなかったこと。
- 3 道路東側の水道管について、計画変更の必要性の有無を判断しないまま掘削を進め、本来5分（約63度）で掘削すべき箇所が、上部が水道管のところまでの掘削となり、実際の法面勾配は3分（約73度）～2分（約78度）の急勾配となってしまったこと。

### 【再発防止対策】

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

- 1 地山を安全な勾配とし、落下のおそれのある土砂を取除き、または擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 2 地山の崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること。
- 3 明り掘削の作業を行う場合、地山の崩壊を防止するため点検者を指名して、その日の作業開始前に浮石、及び亀裂の有無の状態、含水、湧水並びに凍結の状態を点検させること。
- 4 埋設物等により工事の変更を要する場合には、掘削の勾配、使用する機械及び作業方法等について、十分な検討を行い、安全な作業計画を作成したうえで作業を行うこと。

**平成26年・27年 建設業における事故の型別労働災害発生状況** (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年7月末)

事故の型別	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突・はさまれ	はさまれ	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接触	有害物質との接触	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成26年	(2) 59	16	4	23	5	(1) 11	(1) 20	21	1	4	0	1	0	8	6	1	(4) 180
平成27年	61	16	7	12	6	(1) 6	(1) 16	13	1	0	0	0	0	5	9	0	(1) 152

( )内は、死亡の内数

**平成26年・27年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況** (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成27年7月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成26年			平成27年			増減数	平成26年			平成27年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	4	425	429	1	442	443	14	1	49	50	0	44	44	-6	-12.0	9.9
呉	1	125	126	1	122	123	-3	0	18	18	0	12	12	-6	-33.3	9.8
福 山	4	312	316	3	262	265	-51	2	35	37	0	27	27	-10	-27.0	10.2
三 原	1	83	84	2	80	82	-2	1	10	11	0	13	13	2	18.2	15.9
尾 道	1	93	94	1	104	105	11	0	12	12	0	14	14	2	16.7	13.3
三 次	2	116	118	0	78	78	-40	0	15	15	0	10	10	-5	-33.3	12.8
広島北	1	159	160	1	175	176	16	0	21	21	0	19	19	-2	-9.5	10.8
廿日市	0	119	119	2	135	137	18	0	16	16	1	12	13	-3	-18.8	9.5
合 計	14	1,432	1,446	11	1,398	1,409	-37	4	176	180	1	151	152	-28	-15.6	10.8

**平成27年(1~6月)建設業労働災害発生状況  
及び交通労働災害防止について(厚生労働省)**

厚生労働省が公表した平成27年1月~6月上半期の労働災害による死亡者数は、前年同月比で52人

減の385人、このうち建設業が最も多く、135人(同24人減)で全産業の35.1%を占めています。事故の型別では、墜落・転落が最も多く、103人(建設業51人)、次いで交通事故(道路)の90人(建設業17人)、挟まれ巻き込まれの61人(建設業16人)、崩壊・倒壊の29人(建設業11人)でした。なお、建設業の死傷災害(6100人、-822人)、重大災害(45件、-1件)も減少しております。

建設業における交通死亡災害は、平成26年45人(平成24年29人、25年33人)で連続して増加し、墜落・転落災害について第2位となっており、平成27年上半年期が17人で、前年同期より4人増加しています。平成24年~26年の107人の原因分析によると、現場事務所間の往復中が67人(63%)、道路工事現場内が15人(14%)で、前者の原因は降雨・降雪のスリップ(23人)、居眠り(4人)、夜勤明け(7人)、長距離の移動(13人)、後者の原因は作業の前後に発生(5人)、作業者の視認性が低くなる状態(4人)とされています。交通事故防止対策(当支部ホームページを参照ください)の見直し、徹底について厚生労働省より建災防に要請がありました。

# 平成27年度講習計画

(平成27年9月～平成27年11月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の  
ための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

## 作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会
9月29～30日	呉市	呉	10月20～22日	広島市	広島	11月25～26日	広島市	広島
10月27～28日	広島市	広島						
11月12～13日	福山市	福山	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会			
			10月7～8日	広島市	広島			

## 特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
10月23日	福山市	福山	10月2日	福山市	福山	10月14日	広島市	広島
			11月5日	呉市	呉	11月6日	福山市	福山
丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会	石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	アーク溶接等業務	実施場所	受付分会
11月11日	広島市	広島	11月10日	広島市	広島	10月8～9日	福山市	福山

## 足場の組立て等特別教育(3時間)

開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会
9月16日	呉市	呉	10月16日	福山市	福山	11月12日	広島市	広島
25日	広島市	広島	29日	広島市	広島	25日	呉市	呉
						29日	広島市	広島

## 統括・職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
9月16～17日	広島市	広島	11月5日	広島市	広島	11月20日	広島市	広島
28～29日	福山市	福山						
11月18～19日	広島市	広島	安全衛生推進者教育	実施場所	受付分会			
			11月19日	福山市	福山			

\*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

### 広島県支部各分会

広島分会 (082)228-8252  
呉分会 (0823)22-6886  
福山分会 (084)924-4320

三原分会 (0848)63-9920  
尾道分会 (0848)22-8918

三次分会 (0824)62-4391  
廿日市分会 (0829)31-0196

### ホームページアドレス

建災防広島県支部  
建災防広島県支部広島分会  
建災防広島県支部福山分会  
建災防広島県支部三次分会

<http://www.jcosha-hiroshima.jp/>  
<http://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>  
<http://fukubun.sakura.ne.jp/>  
<http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>